

公 募 公 告

令和4年1月31日

国・支出負担行為担当官

大阪法務局長 末 永 雅 之

大阪法務局では、令和4年4月から堺市船堂町地区（大阪府堺市北区船堂町一丁、船堂町二丁、北花田町二丁の全部）において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を実施するところ、同作業の現地事務所として利用可能な建物の賃貸借について下記のとおり公募する。

記

1 公募に付する事項

(1) 契約名 登記所備付地図作成作業（大都市型）現地事務所賃貸借

(2) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、賃貸人の責めに帰すべき事由等により本契約を継続しがたい特段の事由が生じた場合を除き、令和8年3月31日までを限度に更新できるものとする。

なお、その場合の令和5年度以降の月額契約金額は、令和4年度と同一金額とする。

(3) 目的物 募集要領による。

2 賃貸借の条件

(1) 事務所として直ちに使用できる部分の延べ床面積が60平方メートル以上ある建物であること。

(2) 敷金、礼金、保証金及び更新料等の契約締結時に係る費用が不要であり、契約締結後も賃貸借料以外の費用が不要であること。

(3) 当該建物内に電気及び水道の設備があること。

(4) 当該建物の事務所として使用する部分に、照明設備、電話配線、及び電気設備が完備され、直ちに使用できること。

(5) 当該建物の賃貸借料(電気料、水道料及びその他諸費用を含む。)の翌月払が可能であること。

(6) 当該建物が最寄りの駅から徒歩5分以内にあること、募集要領1(3)に定める実施区域から徒歩30分以内にあること、及び大阪法務局堺支局から徒歩30分以内にあること。

(7) 当該建物の事務所として使用する部分が1階であること（2階以上である場合は、JIS規格の電動車椅子対応のエレベータ設備があること。）。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は大阪府知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。

(5) 大阪法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(6) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

(7) 本件募集要領の交付を受けていること。

4 募集要領の交付場所及び公募に関する問合せ先

(1) 交付場所

大阪市中央区谷町二丁目1番17号 大阪第二法務合同庁舎3階

大阪法務局総務部会計課用度係（担当：梶田）

電 話 06-6942-1485（直通）

なお、募集要領（PDFファイル）は、電子メールで請求をすることができる（請求者氏名、住所（法人の場合は法人名及び担当者名並びに所在）及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。）。

請求先メールアドレス s.sugita.bw6@i.moj.go.jp

(2) 交付期間

令和4年1月31日（月）から同年2月10日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から同5時15分までとする（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休

日を除く。)

5 公募参加の申込み

公募に参加する者は、令和4年2月14日（月）午後5時15分までに、募集要領において定める書類を上記4(1)の場所まで提出すること。

以上